

令和2年4月20日

保護者の皆様

結城市長 小林 栄  
(公印省略)

## 緊急事態宣言の発令に伴う認定こども園への登園自粛について（ご依頼）

(4月20日時点)

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月16日、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を防ぐため、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、さらに、茨城県が特定警戒都道府県に指定されました。

本市の保育所等の対応としては、緊急事態措置の期間中（令和2年5月6日（水）まで）であっても、感染の予防に留意した上で、原則として開所する旨の国の通知を基に、原則的に開所しております。

しかしながら、これまで以上に感染拡大防止に取り組む必要があるため、認定こども園の1号認定で入所されている方については、原則として登園を自粛していただき、2・3号認定で入所している方については会社からの自宅待機要請など、ご家庭での保育が可能な場合には、5月6日までの間、保育所等への登園を自粛するようお願い申し上げます。（1号認定の方でも保育が必要な方は、2・3号認定の方と同様の依頼となります）

保育所等については、感染防止のため職員の体調管理を徹底しておりますので、保護者の皆様におかれましても、お子様及び家族の健康管理や、ご家庭においても感染予防にご留意のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 登園の自粛について

(1) 就労又は就学に係る要件で保育所等を利用されている場合

→仕事や学校等が休みの日については、登園を自粛し、ご家庭での保育をお願いします。

(2) 求職活動に係る要件で保育所等を利用されている場合

→自宅を離れての求職活動を実施しない日については、登園を自粛し、ご家庭での保育をお願いします。

(3) 育児休業に係る要件で保育所等を利用されている場合

→登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育をお願いします。

(4) 上記以外の要件で保育所等を利用されている場合（妊娠・出産、疾病など）

→ご家庭の事情に応じて検討いただき、可能な場合には登園を自粛し、ご家庭での保育をお願いします。

## 2 雇用主への依頼状について

この度の登園自粛のお願いに関しまして、保育所等が開所しているという理由で出勤を求められる方もいらっしゃると思います。市長から事業者の方に向けた休暇等取得の依頼状を市ホームページに掲載し、施設にも配布しておりますので、必要に応じて事業所の方にご提出のうえご相談ください。

## 3 登園しなかった場合の保育料について（0～2歳児クラスの児童のみ）

5月7日（木）までに、「利用料負担額減免申請書（4月分）」を在所（園）施設に提出してください。4月分の保育料については、登園しなかった日数に応じて保育料を再算定し、利用者負担額変更通知とともに、減額分が認定こども園から返還となります。※返還方法は施設によって異なりますので、在園施設にお問い合わせください。

## 4 登園しなかった場合の副食費について（3歳児クラス以上の児童）

施設によって対応が異なりますので、在園施設にお問い合わせください。

※既に減免されている場合は対象となりません。

## 5 体調の確認

お子様及び保護者に風邪や発熱、呼吸器症状がある場合には、特に外出を自粛し、登園させないよう徹底してください。

また、発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園させないようにしてください。

## 6 保育所等の臨時休園措置について

（1）児童、保護者、職員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合

→当該保育所等を臨時休園とします。

（2）児童、職員が濃厚接触者に特定された場合

→当該保育所等を臨時休園とします。

（3）複数の市内保育所等の児童、職員が新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合

→県と協議の上、感染者がいない保育所等についても休園となる場合があります。

※休園期間については、県と協議の上決定します。

## 7 登園自粛の要請期間について

現時点（4月20日）では、緊急事態宣言と同様に、5月6日（水）までとなっておりますが、必要に応じて追加のお願いをする場合があります。

問い合わせ先：

結城市役所保健福祉部 子ども福祉課保育係

電話：0296-54-7003 FAX:0296-33-6628

メール：kodomohukushi@city.yuki.lg.jp